



建建監 第19号
令和7年1月29日

一般社団法人 京都電業協会 様

京都市建設局長 古川 真文
担当 建設企画部監理検査課

「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

建設局では、設計変更に係る手続きにつきましては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和3年1月 京都市建設局）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、実施しているところです。

この度、設計変更の適正化の取組等を踏まえ、別紙のとおりガイドラインを改定しました。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしく願いいたします。

1 主な改定内容は以下のとおりです。

- (1) P 2 「必要が生じた都度、遅滞なく契約変更を行わなければならないもの」から、
（イ）「工種（レベル2）の追加や廃止がある場合」を削除しました。
- (2) P 3 「設計変更」と「契約変更」の定義を追加しました。
- (3) P 3 「（2）エ 変更請負見込額が、当初請負代金の3割を超える設計変更」について、
「ただし、一体施工の必要性から分離発注できない場合を除く。」を追加しました。
- (4) P 4 「* 設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。」について、「工事打合簿へ概算金額の記載を行う。」を追加しました。
- (5) P 7 「（4）工事打合簿への概算金額の記載方法」を追加しました。
- (6) P 1 6 「（8）「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合」について、
「セ～タ」を追加しました。
- (7) P 1 7 「4 設計変更が不可能なケース」について、「承諾」と「協議」の定義を追加
しました。
- (8) P 2 5～2 7 「（参考）工事打合簿記載例」を追加しました。

2 京都市情報館への掲載について

後日、別紙を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する予定です。（→外部リンク）